

災害時の相互協力に関する協定書

千 葉 市

株式会社NTTドコモ

災害時の相互協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時の相互協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、通信手段の確保等に関し必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、千葉市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び甲が被災した他市区町村への応援を要請された場合において、相互に協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲及び乙は、相手方に前条の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

（相互協力事項）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。なお、乙は、災害を考慮し、甲と協議の上、災害対策基本法における乙の指定公共機関としての活動に支障のない範囲で協力事項の詳細を決定できるものとする。

- （1）指定避難所等への無料充電及びWi-Fiサービスの提供
- （2）携帯電話等の貸与
- （3）前2号に付随する支援

2 甲は、前項の協力の伴い必要となる協力を行うものとする。

（敷地の利用）

第5条 甲は、第2条の規定による要請を受けたときは、携帯電話サービスの維持又は復旧のために必要となる敷地（移動基地局車、可搬型無線装置、ヘリコプターの離発着等で利用する場所）の利用について、協力するものとする。

(情報共有)

第6条 甲及び乙は、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等を共有することができるものとする。

(災害対策における相互連携)

第7条 甲及び乙は、災害時における取組の円滑な実施を目的に、次に掲げる事項について相互に連携し取り組むこととする。

- (1) 甲の防災訓練への参加等
- (2) 甲の災害に関する計画及び各種マニュアルの策定等の支援
- (3) 甲の災害対策本部と避難所等との連絡手段の検討
- (4) 市民等への情報伝達手段の検討
- (5) 前各号に付随する事項及びその他本協定の協力内容に関連する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うことができる。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任の範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両として通行できるよう協力するものとする。

(連絡責任者等の報告)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 第4条第1項第1号に掲げる協力を乙が要する経費は、原則として乙が負担し、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる協力並びに第7条の規定による取組に要する経費の負担については、甲乙の協議により決定するものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(協議事項)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 3月 19日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市中央区新町1000番地

株式会社NTTドコモ

千葉支店長 坪谷寿一